

【別記3】

事業者認定書

令和 年 月 日

殿

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 宮崎県造素協 第 号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
G H G関連情報の管理等に係る認定 : ※「有」または「無」で記載

【注意事項】

この認定書の交付を受けた事業者（責任者）は、伐採した木材を法令及びガイドラインに基づき、適正に分別管理・書類管理を行わなければなりません。

特に以下の項目において法令に違反する行為が確認され、改善措置が執られない場合は認定の取り消し、または認定の停止を行います。

- 1 この認定書の交付を受けた認定事業者は、伐採に当たって原木の生産される地域における森林に関する法令に照らし手続きを適切に行わなければなりません。
- 2 認定事業者は、直近の納入先の関係事業者に対して、納入する木材の利用目的（合法性、持続可能性であること、間伐材であること、木質バイオマスであること）によって適正にかつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付しなければなりません。
- 3 認定事業者は、前年度の取扱実績を毎年6月末までに認定団体に報告することとなっています。
- 4 申請内容に変更があった場合は届け出なければなりません。

※紛失に伴う本認定書の再発行には別途手数料が発生します。

※申請者の都合等による取り消し等が生じても、認定料の返戻はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※この認定書は、当該認定事業者が「宮崎県造林素材生産事業協同組合」の組合員であることを証明するものではありません。